

住民主体による支えあい活動 訪問型サービスB事業

こんな困りごとへの支援

たとえば・・・



- 高いところに昇るのが不安で、電球の交換ができない…
電球交換します！



- 免許返納してから重たい買い物ができなくなった。移動手段がなくなった…
重い買い物手伝います！



- 足腰が弱くなって、ゴミ捨て場までゴミを持っていけない…
ゴミ出し手伝います！

利用できる方

- 要支援1・2の方

- 事業対象者

(日常生活状況の25項目の質問による判定で該当者になった方)

※その他、上記に該当しない方で、利用の希望がある場合は、ご相談ください。

利用までの流れ

※まずは、お住いの地区を担当する「**地域包括支援センター**」もしくは「**担当のケアマネージャー**」までご相談ください。

利用相談

活動団体へ連絡

サービス調整

利用開始



※支援の内容は、話し合いのもと、調整します。また、**活動団体によって利用料は異なります。**

※高知市では、令和4年度より介護予防・日常生活支援総合事業による住民主体の助け合い活動として、本事業を実施しています。

【問い合わせ先】

高知市基幹型地域包括支援センター

TEL：088-823-9121 FAX:088-821-6088

